○国土交通省
環境省
経済産業省
告示第八十六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令・環境省令・経済産業省令第一号）第十九条第九項の規定に基づき、平成二十六年九月二十六日次のとおり承認を受けた少数生産車の承認の失効の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十七年四月九日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ－542	ユマツ　０Ｄ116	株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目３番６号

○国土交通省
環境省
経済産業省
告示第八十七号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省・環境省・経済産業省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十七年三月二十三日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十七年四月九日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ－751	キャタピラー　259Ｂ３	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番１号
ＮＳ－72	キャタピラー　Ｄ４Ｋ	〃	〃
ＮＳ２－Ｖ51	キャタピラー　826Ｈ	〃	〃

○国土交通省
環境省
経済産業省
告示第八十八号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省・環境省・経済産業省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成二十七年三月二十三日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十七年四月九日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ－391	テナントスイーパ　800Ｄ	テナントカンパニー日本支店	神奈川県横浜市中区山下町２番地

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より次の内容の届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十七年四月九日

金融庁長官　細溝　清史

事務局運営規則を次のとおり改める。

事務局運営規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、定款第59条第５項の規定に基づき、日本貸金業協会（以下「本会」という。）の事務局の組織及び運営について必要な事項を定め、事務局における事務の適正かつ能率的な遂行に資することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本会の事務は定款その他の規則で特に定められたもののほか、この規則の定めるところによる。

第２章　組織

（部課等の設置）

第３条　本会の事務局に次の各部、センター及び室を置く。

一　総務部
二　業務企画部
三　会員業務部
四　規律審査部
五　監査部
六　貸金業相談・紛争解決センター
七　資格試験センター
八　内部監査室

２　総務部に次の各課を置く。

一　総務課
二　人事課
三　経理課
四　企画課

３　業務企画部に次の各課を置く。

一　会員加入促進登録課
二　広報課
三　調査課
四　消費者啓発課
五　貸金戦略課

４　会員業務部に次の各課を置く。

一　自主規制企画課
二　コンプライアンス課
三　業務研修課
四　広告審査課
五　特定情報管理課

５　規律審査部に次の各課を置く。

一　調査課
二　審査課

６　監査部に次の各課を置く。

一　監査１課
二　監査２課
三　監査３課
四　監査４課

７　貸金業相談・紛争解決センターに次の各課を置く。

一　苦情受付課
二　紛争解決課
三　相談受付課

８　資格試験センターに次の各課を置く。

一　試験事務課
二　登録事務課

（事務の分掌）

第４条　各課等においては次の事務を所掌する。

一　総務課
(1)　総会及び理事会、監事会、総務委員会、人事推薦合同委員会、自主規制会議人事推薦委員会、貸金戦略会議人事推薦委員会の運営に関すること
(2)　協会印章の取扱に関すること
(3)　事務機器等の発注及び在庫管理に関すること
(4)　固定資産（リース資産を含む）の統制管理に関すること
(5)　各種契約書の取扱に関すること
(6)　通達等の取扱に関すること
(7)　郵便物等の発受・整理及び保管に関すること
(8)　役員及び代議員の庶務業務に関すること
(9)　登記、申請その他法令で定められた諸手続に関すること